

マンツーマン・イングリッシュ業務委託
プロポーザル実施要領

1 事業の趣旨・目的

本事業は、宗像市立中学校2年生と3年生の外国語科（英語科）における、「聞く」「話す」に重点をおいた1人1台端末を活用した外国人講師との個別対面式によるオンラインでの英会話授業を実施することで、外国語で積極的にコミュニケーションをしようとする態度の習得及び能力の育成を図るもの。

受注者の選定については、公立学校で実施する授業の一環であることを十分に認識し、専門的知識と技術等が必要となることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（競争入札不適）に基づき、随意契約を前提としてプロポーザル方式を実施するものである。

2 業務概要

- (1) 業 務 名：マンツーマン・イングリッシュ業務委託
- (2) 業 務 内 容：別紙「マンツーマン・イングリッシュ業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履 行 期 間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
- (4) 提案上限額：1,996,000円（うち消費税及び地方消費税額 181,454円）

3 プロポーザルの参加資格

プロポーザルに参加する者は、参加表明書提出時において、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 会社法(平成17年法律第86号)に基づく清算の開始がなされていない者、破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。
- (3) 国税及び地方税を滞納していない者。
- (4) 宗像市内の事業所を契約先とする場合、代表者個人（契約締結の権限を委任する場合は、その受任者）が住所地の市町村税を滞納していない者。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者。
- (6) 法人であって、その役員が（5）に該当しない者。
- (7) 令和5年12月22日時点で、本市から宗像市指名停止等の措置に関する規程に基づく指名停止の措置を受けていない者

4 スケジュール

内 容	日 程
公募開始日	令和5年12月22日(金)
参加表明書の提出期限	令和6年1月11日(木) 正午
質疑書の提出期限	令和6年1月12日(金) 正午
質疑書の回答期限	令和6年1月16日(火)
企画提案書、価格提案書の提出期限	令和6年1月24日(水) 正午
審査会(プレゼンテーション)	令和6年2月5日(月)
審査結果の通知	令和6年2月中旬

5 参加手続き

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒811-3492 福岡県宗像市東郷一丁目1番1号
宗像市教育部教育政策課地域教育連携室グローバル人材育成係
電話 0940-36-1169
FAX 0940-37-1525
メールアドレス tkr@city.munakata.lg.jp

(2) 実施要領等の公告期間

ア 配布期間：令和5年12月22日～令和6年1月24日

※土曜日、日曜日及び祝日並びに12月29日から翌年1月3日までの期間を除く。午前9時から午後5時まで。

イ 公告方法

教育政策課地域教育連携室窓口で配布するほか、宗像市公式ホームページからダウンロードできる。

※宗像市公式ホームページアドレス

<http://www.city.munakata.lg.jp/> →「契約・入札情報」→「プロポーザル案件」

(3) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限：

①参加表明書 令和6年1月11日(木) 正午

②企画提案書、価格提案書 令和6年1月24日(水) 正午

※土曜日、日曜日及び祝日並びに12月29日から翌年1月3日までの期間を除く。午前9時から午後5時まで。

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：(1)に同じ。

ウ 提出方法：持参又は郵送(書留郵便に限る。)

6 質疑・回答

(1) 受付期間：公募開始日～令和6年1月12日（金）正午

※土曜日、日曜日及び祝日並びに12月29日から翌年1月3日までの期間を除く。

午前9時から午後5時まで。

※受付期間後に提出された質疑には回答しない。

(2) 質疑方法：質疑書（様式5）をFAXまたは郵送にて提出すること。

※FAXにより送信する場合は、送信後、電話にて着信の確認をすること。

(3) 質疑様式等：様式は指定様式のみとする。

(4) 回答日時：令和6年1月16日 午後5時まで

(5) 回答方法：参加者すべてにFAXにて回答する。

7 応募書類

(1) 提出書類

ア 参加表明書（様式1）：1部

イ 企画提案書（様式2）：10部

・企画提案書は様式2以外を不可とする。

・企画提案書とは別に補足資料がある場合は、次の規格にて10部提出すること。

A4縦版、片面印刷、左綴じとすること。

ウ 価格提案書（様式3）：1部

・積算内容がわかる任意様式の明細を1部添付すること。

・見積金額には業務に係る全ての経費を計上し、消費税及び地方消費税を含んだ額とすること。

エ 暴力団排除に関する照会同意書（様式4）：1部

オ 登記簿謄本：1部

・申請日前3ヶ月以内のもので写し可

カ 市町村税完納証明書：1部

・事業所所在地の市町村税に未納の額がないことを証明する書類

キ 消費税納税証明書：1部

・税務署で交付される書類、申請日前3ヶ月以内のもので写し可

(2) 提出された応募書類の取扱い

ア 提出された企画提案書は、本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、宗像市情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

イ 提出のあった書類は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 提出された応募書類は返却しない。

エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

8 参加資格の確認通知について

(1) 参加資格の有無については、参加表明書の提出期限から7日以内に各申込者に通知する。なお、電話等による結果の問い合わせには一切応じない。

(2) 期限までに必要書類を提出しない者及び参加資格がないと認められた者は、プレゼンテーションに参加することができない。なお、参加資格があると認められた者であっても、確認通知後、本市から指名停止の措置を受ける等参加資格がないと認められる者は、当該参加資格を取り消す。

9 評価方法等

(1) 評価基準及び配点

評価項目	内容	配点
基本的事項	・業務遂行のために企業としての適切な体制が整っているか。 ・外国語教育の優れた企業理念を有しているか。	10
	・義務教育課程におけるオンライン英会話事業の経験や実績を有しているか。	5
外国人講師の確保及び指導力の担保	・外国人講師の採用基準や選定方法は的確か。	5
	・外国人講師への研修体制及び内容は、生徒の実態に応じた指導が行えるものになっているか。	5
	・生徒の学習能力、習熟度に応じた対応及び特別支援学級に在籍する生徒への対応は適切であるか。	5
管理体制	・本業務の実施にあたり、十分な実施体制（専任担当者を中心とした全体管理、教材作成、オンライン英会話の提供、外国人講師の運営管理、通信ソフトやトラブル対応など）を有しているか。	10
	・外国人講師を含む従事者の欠勤や欠員、システムや通信等のトラブルに対する対応策、予防策等の危機管理体制を十分に有しているか。	5
	・天災や学級閉鎖、学校行事等を理由とした、学校からの実施要望、キャンセル等の計画変更要望に柔軟に対応できる体制を有しているか。	5

	・外国人講師の改善又は変更の要請に対し、適切且つ迅速な対応が可能であるか。	5
	・個人情報の保護について十分な配慮があり、社内規定等が整備されているか。	5
指 導 内 容・期待 される効 果	・オンライン英会話の実施方法（教材を含む）の提案は、生徒が英語に興味関心をもって主体的にコミュニケーションを図る基礎となる資質、能力を育成する内容となっているか。 ・学習指導要領及び教科書に準拠した教材、学習プランを学校、教育委員会と協議のうえ作成することが可能か。 ・教材等について学校と協議する際のスケジュールは、無理のないスケジュールであるか。	15
	・生徒の学習評価や情緒面の評価の方法が適正であるか。	10
	・オンライン英会話授業の実施に向けた教職員対象の講習内容は適切であるか。	5
	・自由提案の内容は本市に有効なものとなっているか。	5
価格提案	・提案価格 評価方法：（最低見積事業者額÷当該事業者見積額）×配点 ※端数がある場合は小数点以下第3位を切り捨てた値とする	5
合 計		100

(2) プレゼンテーションの実施

ア 実施日時 令和6年2月5日（月）

イ 実施場所 宗像市役所 会議室

※詳細な時間、場所は別途連絡

ウ 実施方法 プレゼンテーションの時間は15分以内、質疑は5分以内とする。

※パソコン、プロジェクター、スクリーンを使用する場合は、令和6年1月25日（木）17時までに担当課まで連絡すること。

エ 実施内容 説明資料は下記の（3）評価方法を踏まえ作成すること。

(3) 評価方法

企画提案書、価格提案書、プレゼンテーション及びヒアリングについて、評価基準に基づいて評価する。

(4) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、(3)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の

候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イに関わらず、総合点が満点の40%に満たない場合は、候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した者

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した者

ウ 価格提案書の金額が2(4)の上限額を超える者

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった者

オ 評価に係る委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた者

カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った者

10 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知後に次に掲げる項目において、担当課窓口にて令和5年2月15日から令和5年2月29日まで閲覧に供するものとする。(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで。)

(1) 候補者名

(2) 全参加者名、総合評価点、提案金額

11 契約手続き

(1) 候補者と宗像市との間で、内容、経費等について再度調整を行った上で協議が調った場合、契約を締結する。

(2) 受注者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約日までに納付しなければならない。ただし、宗像市契約事務規則第46条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

(3) 契約代金の支払いについては、仕様書に定めるとおりとする。

(4) 候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

(5) 選定された候補者が契約締結日までに宗像市指名停止の措置に関する規程に基づく指名停止の措置が開始した場合においては、契約を締結しない。なお、この場合においても、次順位者を候補者とする。

1 2 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1者につき1提案に限る。
- (3) 企画提案書及び価格提案書を提出した後の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、本市から指示があった場合を除く。
- (4) 本市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。